

特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コミュニティサポートいずもと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県出雲市里方町字八石原116番地に、従たる事務所を島根県出雲市大社町入南80番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々に対し、地域福祉サービス活動や市民活動の支援活動などを行うことにより市民セクターの確立を推進し、もって島根県の心豊かで住み良い地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 地域福祉に関する調査、研究、啓発事業
- (2) 地域福祉サービス事業
- (3) まちづくり事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号事業
- (8) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (10) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (11) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (12) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (13) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (14) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- (15) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (16) 道路運送法施行規則に基づく福祉有償旅客運送のための運転者養成事業
- (17) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に基づく介護職員による喀痰吸引のための研修実施事業
- (18) 介護保険法に基づく認定調査受託事業
- (19) 障害者総合支援法に基づく認定調査受託事業
- (20) 障がい学生修学支援受託事業
- (21) 施設の管理運営事業
- (22) この法人の目的を達成するために必要なその他の事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 利用会員 この法人の地域福祉サービス受益者になるために入会した個人

(入会)

第7条 会員は、特にその資格取得の条件を定めない。

2 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 削除

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号いずれかに該当する時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 削除
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号いずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 削除

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあったもののうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるものの他、顧問に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別及び構成)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任又は解任
 - (7) 削除
 - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項の規定により請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールにより表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第26条、第27条、第29条第1項第3号及び第46条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業年度当初の財産目録に記載された資産
- (2) 削除
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第39条 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の規定による収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(長期借入金)

第43条 削除

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散の際に有する残余財産は、合併、破産の場合を除き法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人は、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 補則

(公告)

第50条 この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
理事長 水上 浩治
副理事長 立花 智行
理事 早川 洋
理事 渡部 直樹
監事 舟木 万季
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第38条第1項にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 年会費
正会員 個人 3,000円
正会員 団体 10,000円
賛助会員 個人 3,000円
賛助会員 団体 10,000円
利用会員 個人 3,000円

平成14年3月17日 改定
平成14年9月22日 改定
平成18年4月21日 改定
平成20年3月14日 改定
平成20年11月1日 改定
平成22年4月16日 改定

- 1 この定款は、所轄庁の認証を受けた日から施行する。
- 2 この法人の合併当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。
理事 渡部 直樹
理事 市川 陽一
理事 藤井 和子
監事 片寄 君恵
- 3 この法人の合併当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、合併の日から平成27年3月31日までとする。
- 4 この法人の合併当初の事業年度の事業計画及び予算は、第38条にかかわらず、合併を決議した総会の定めるところによる。

平成29年8月23日 改定
平成30年6月18日 改定
令和2年5月18日 改定

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和2年6月29日）から施行する。

令和 年 月 日

この定款は当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも 理事 渡部直樹 ㊞